

答 申 書
(答申第16号)
平成16年11月9日

1 審査会の結論

小児総合保健センターに入所した異議申立人の長女に関し、他の医療機関の医師から同センターの主治医に対し送付された「御依頼・御返事・御連絡」と題する文書中、別紙1に掲げる非開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人の長女（以下「患児」という。）に関する入所診療録等のうち、他の医療機関の医師から送付された「御依頼・御返事・御連絡」と題する文書（以下「本件文書」という。）に記載されているものである。

本件文書の書式は、医療法人〇〇病院（以下「本件法人」という。）が診療報酬を算定するための診療情報提供書又は一般文書として使用するため作成したもので、その構成は、当該文書が診療情報提供書か一般文書かの区別をするためにチェックをする欄（以下「文書区分欄」という。）、「患者氏名、性別、生年月日、患者住所、電話番号、職業」の記載欄（以下「患者氏名等欄」という。）、「傷病名」、「既往歴及び家族歴」、「紹介目的・症状経過・検査結果・治療経過・現在の処方など」（以下「治療経過等」という。）の記載欄及び紹介先並びに本件法人の診療科名及び担当医の氏名を記載する欄からなっている。

本件文書は、本件法人の産婦人科担当医（以下「担当医」という。）から患児が搬入された小児総合保健センター医師（以下「主治医」という。）へ送付されたものであるが、文書区分欄にチェックがなく、患者氏名等欄と「傷病名」、「治療経過等」の欄等に患児の症状のほかに担当医の治療経過や所見等に関する記述がされている。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報に北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第18条第1号又は第2号に規定する非開示情報（以下条例第18条第1号に該当する非開示情報を「1号情報」、同条第2号に該当する非開示情報を「2号情報」という。）が記録されているとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

その内容は、担当医のプライバシーに関する記述については1号情報に、治療経過に関する記述については1号情報及び2号情報に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示としたものである。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について

て判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第18条第1号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる旨定めている。

条例に基づく個人情報の開示請求において、当該請求者本人の個人情報に関しては、非開示情報に該当しない限り、開示することが条例の趣旨にかなうものである。

一方、請求者本人に関する個人情報に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合において、当該請求者以外の個人情報に関しては、法令又は社会通念に照らして、これを請求者に開示することにより、当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあると認められる場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものである。

イ 1号情報該当部分について

「治療経過等」の欄には、治療経過や患児の症状のほか担当医の所見等に関する記述がされていたものである。

実施機関は、本件文書には主治医に対する担当医の治療への心情が記述されており、この部分が開示されると、担当医の正当な利益を侵すおそれがある旨主張する。

ウ 以下、判断に当たり、まず条例が規定する個人情報についてみると、条例第2条は、個人情報を個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうと定義しており、個人に関する情報とは、氏名、住所、生年月日を始め、健康状態、病歴等の心身の状況、家庭状況、親族関係、職業、学歴、資産状況、思想、信条、信教その他一切の個人に関する情報をいうと解されることから、担当医が本件文書に記述した内容は、患児本人の個人情報であると同時に担当医本人の個人情報であると認められる。

次に、1号情報の「当該個人の正当な利益を侵すおそれ」に該当するか否かを判断するに当たっては、法令又は社会通念に照らし当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあるかどうかを検討すべきであり、当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断しなければならないものとする。

さらに、この正当な利益には、個人の内面の気持ちや感想など通常他人に知られたくないと認められる、いわゆるプライバシーに属する事項をみだりに公にされないという利益も含まれると考える。

そこで、実施機関が主張する主治医に対する担当医の治療への心情についてであるが、これを担当医が主治医に対して自身の気持ちを吐露したものだとするれば、担当医個人の気持ちを開示することは、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると考えられる。

以上のことを踏まえ判断すると、実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表に掲げる部分であるが、このうちア、イ及びウに掲げる部分には、患児に対する担当医の判断、患児の症状に対する医学的な措置等の治療経過及び患児の治療について主治医に示した担当医の気持ちが記述されていると考えられる。このうち、別紙2のア、イ及びウに掲げた部分は、患児の

治療について主治医に示した担当医の気持ちにあたると解され、担当医が主治医に対して通常他人に知られたくない自身の気持ちを吐露したものであると認められることから、これが開示された場合には、主治医に示した担当医の気持ちが明らかとなり、通常他人に知られたくない事項が公にされ、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

一方、別紙1のア、イ及びウに掲げる部分のうち、別紙2のア、イ及びウに掲げる部分を除く部分であるが、当該部分のうち患児に対する担当医の判断は、医師としての専門的な立場での判断であり、また患児の症状に対する医学的な措置等の治療経過は、客観的な事実の経過であると認められ、その内容からみて、これを開示することにより、担当医の正当な利益を侵すおそれがあるとまではいえないと考えられることから、1号情報に該当しないものと判断する。

なお、別紙1のエの部分については、書簡における慣用句と認められ、1号情報に該当しないものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第18条第2号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認めるときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる旨定めている。

本号が適用される場合としては、開示することにより、法人等の社会的な評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるものが含まれている場合も該当するものと解される。

イ 2号情報該当部分について

「治療経過等」の欄には、治療経過や患児の症状のほかに担当医の治療経過への所見等が記述されていたものである。

実施機関は、本文書には主治医に対する担当医の治療経過への主観が記述されており、この部分が開示されると、担当医を雇用している本件法人の事業運営上の地位及び社会的な評価が不当に損なわれる旨主張する。

ウ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表のイに掲げる部分であるが、この部分には、患児に対する担当医の判断、患児の症状に対する医学的な措置等の治療経過及び患児の治療について主治医に示した担当医の気持ちが記述されていると考えられる。

実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分のうち(3)のウで述べたとおり1号情報に該当し非開示妥当と判断した部分については、2号情報の該当性については判断するまでもないと考えられることから、その余の部分について判断すると、ここに記述されているのは、患児に対する担当医の判断及び患児の症状に対する医学的な措置等の治療経過である。

このうち、患児に対する担当医の判断は、医師としての専門的な立場での判断であり、また患児の症状に対する医学的な措置等は、客観的な事実の経過であると認められ、いずれもその内容からみて、これを開示することにより、担当医を雇用している本件法人の事業運営上の地位及び社会的な評価が不当に損なわれるとまではいえないと考えられる。

したがって、本件文書のうち、実施機関が2号情報に該当すると主張する部分については、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年7月22日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定決定通知書の写し⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成16年8月31日 （第43回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成16年9月17日 （第44回審査会）	○ 審議
平成16年10月15日 （第45回審査会）	○ 審議
平成16年11月4日 （第46回審査会）	○ 審議
平成16年11月9日	○ 答申

別紙 1

本件処分における非開示部分

非 開 示 と し た 部 分		該 当 条 項
「治療経過等」の欄のうち、次の部分	ア 1行目15文字目から2行目文末まで	条例第18条第1号
	イ 3行目14文字目から9行目28文字目まで	条例第18条第1号 条例第18条第2号
	ウ 9行目のうち29文字目以降、欄外下部の右側1行目及び2行目	条例第18条第1号
	エ 欄外下部の左側3行目21文字目から文末まで	条例第18条第1号

別紙 2

非開示妥当と判断した部分

非 開 示 妥 当 の 部 分	
「治療経過等」の欄のうち、次の部分	ア 2行目のうち14文字目から文末まで イ 9行目のうち6文字目から28文字目まで ウ 9行目のうち29文字目以降、欄外下部の右側1行目及び2行目